特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第16号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成23年６月１日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成23年６月16日

独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有

1、承認番号　第D1126号
2、名称　株式会社デジアイズ
3、住所　岩手県奥州市前沢区字高畑31番地
4、特定計量器の種類　非自動はかり

1、承認番号　第D1127号
2、名称　株式会社デジアイズ
3、住所　岩手県奥州市前沢区字高畑31番地
4、特定計量器の種類　非自動はかり

独立行政法人理化学研究所公告

平成23年６月16日

独立行政法人理化学研究所
理事長　野依　良治

独立行政法人理化学研究所の定年制職員給与規程等の一部変更

定年制職員給与規程の一部を平成23年２月24日付及び同年３月10日付で変更し、また、任期制職員給与規程の一部を平成22年12月９日付及び平成23年３月10日付で変更したので、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第２項の規定に基づき公表する。

なお、詳細については、当所ホームページ（http://www.riken.jp/）により公表する。

会長選挙規程（会規第十九号）中一部改正公告

会長選挙規程（会規第十九号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十三年五月二十七日

日本弁護士連合会

会長選挙規程（会規第十九号）中一部改正

会長選挙規程（会規第十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第１項中「十四人」を「十四人以上二十五人以内」に改める。

第八条第１項中「委員五人以上」を「三分の一以上の委員（委員長を含む。）が」に改める。

第二十五条第二項ただし書中「右五日間のうちに土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条の規定による休日」に、「手続き」を「手続」に改める。

第四十八条に次の１項を加える。

２　会則第六十一条の三及び前項の規定による再選挙については、その性質に反しない限り、会則及びこの規程の選挙に関する規定を準用する。ただし、会則第六十一条の規定による選挙における候補者が、その後の会則第六十一条の三の規定による再選挙においても候補者となった場合において、再選挙の候補者が当該候補者一人であるときは、委員会は、第五十一条第一項の規定にかかわらず、再選挙における公聴会を開催しないことができる。

附　則

第七条第１項、第八条第１項、第二十五条第二項及び第四十八条第二項（新設）の改正規定は、平成二十三年五月二十七日から施行する。

弁護士法人規程（会規第四十七号）中一部改正公告

弁護士法人規程（会規第四十七号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十三年五月二十七日

日本弁護士連合会

弁護士法人規程（会規第四十七号）中一部改正

弁護士法人規程（会規第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の１項を加える。

２　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により事務所又は社員の住居に甚大な被害を受けた弁護士法人から第七条第１項（同項第１号については、第五条第１号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事項について変更があったときであって、同項第三号に掲げる事項に変更がないときに限る。）の規定に基づく変更の届出がなされたときは、本会は、前項の届出手数料の納付を免除することができる。

附　則

第十四条第二項（新設）の改正規定は、平成二十三年五月二十七日から施行し、平成二十三年三月十一日から適用する。

依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程（会規第八十一号）中一部改正公告

依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程（会規第八十一号）の一部を左の通り改正したので公告する。

平成二十三年五月二十七日

日本弁護士連合会

依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程（会規第八十一号）中一部改正

依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程（会規第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3　平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）に住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を有する自然人又は法人であって、第二条第一項に規定する方法による身元確認を行うことが困難であると認められるものがあるときは、第二条第一項若しくは第二項又は第六条第三項に規定する依頼者又は資産を預けようとする者（以下「依頼者等」という。）の身元確認は、第二条第一項に規定する方法による身元確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、自然人にあっては当該自然人からの、法人にあっては当該法人の代表者、代理人又は使用人として依頼その他の事務を行う者からの申告を受ける方法（以下「申告による身元確認方法」という。）とすることができる。この場合において、弁護士等は、第二条第一項に規定する方法による身元確認を行うことができることとなった後、遅滞なく、同項に規定する方法による身元確認を行うものとする。

4　弁護士等は、申告による身元確認方法を行う場合において、第四条第一項に規定する依頼の目的の検討又は第六条第一項に規定する預託の目的の検討をするに当たっては、公文書等による身元確認ができないことを踏まえ、当該依頼又は預託の理由その他の事情を十分に精査する等、当該依頼又は預託の目的が犯罪収益の移転に関わるものであるか否かについて、一層慎重な検討を行うものとする。

附　則

附則第三項及び第四項（新設）の改正規定は、平成二十三年五月二十七日から施行し、平成二十三年三月二十五日から適用する。